

仕 様 書

市内全域分の投票公報を印刷する大阪市長選挙時の仕様を例に示します

1 品 名

選挙公報印刷（市内全域分）

2 数 量

1,750,200 部（H31大阪市長選挙実績）

3 規格等

ブラケット判 片面印刷（候補者3人から6人掲載）

なお、告示日に確定する候補者数により印刷する候補者数が決定する。

4 日程及び納入期限（別紙1のとおり）

原稿の写真製版	投票日前15日（告示日前日）	10時	事前預り分の原稿・写真の引渡し
	投票日前14日（告示日）	17時まで	随時追加分原稿、写真の引渡し
製版の組換え及び校正	同	19時～24時	
印刷	投票日前13日（告示日翌日）		
配送①	投票日前12日（告示日翌々日）		市・区選管・配布業者集中納品場所へ 17時納入期限
配送②	投票日前9日（告示日後5日）		不在者投票指定施設用（市選管へ） 15時30分納入期限

5 納入場所

各区選挙管理委員会（24区）、大阪市選挙管理委員会、公報配布業者集中納品場所（1箇所）及び不在者投票指定施設公報配布業者荷受所（1箇所）

詳細は「選挙公報納入場所一覧表」（別紙2）参照

6 印刷方法

- （1）候補者から提出された原稿（写真を含む。）を写真製版し、オフセット輪転機により印刷する。
印刷開始前には、必ず本市職員の検査を受け、合格した後に刷り出すこと。
- （2）印刷様式は、別紙3・4・5のとおりとし、不動文字及び区画線は、あらかじめ製版するとともに校正を受けておくこと。
写真製版した原稿の組み方については、別紙6又は特記仕様書（別紙7）の掲載順序によることとし、告示日の19時ごろメール（PDF）で掲載順序を通知するので、その指示に従って組換えた後、本市職員の校正を受けること。
- （3）掲載する候補者の数により空き枠がある場合、啓発文（別紙8）を掲載する。1枠掲載と2枠掲載の2種類の規格（別紙6啓発文の掲載例）を指示するので、あらかじめ製版するとともに校正を受けておくこと。

7 紙 質 新聞更紙

8 刷 色 黒 色

9 納品方法

1部ずつ二つ折とし、1,000部で1梱包として包装のうえ、「印刷品名」「納入先」「部数」を明示して納入すること。

ただし、不在者投票指定施設送付用の3,600部については、次の要領で納入すること。

- ① 選挙公報2部を二つ折りにし、別紙9の文書（A4サイズ5枚、受注者が印刷）と合わせて、封筒（角形二号、受注者が用意）に封入・封緘し納入すること。
- ② 封筒（角形二号）に次の事項の印字を行うこと。
 - ・不在者投票指定施設の郵便番号・住所・宛名（発注者がExcelファイルにて提供）
 - ・大阪市選挙管理委員会の住所・電話番号
 - ・料金後納郵便のマーク
- ③ 宛名データの施設数分（約1,800施設）を封入・封緘セットすること。不在者投票施設送付用の選挙公報の余りは大阪市選挙管理委員会に納入すること。

10 公報のPDFファイル

公報の原稿について次のとおり作成し、CD-Rで校正完了次第納品すること。

- (1) 画面表示は、公報の全体となるようにする。
- (2) 解像度は、拡大機能の設定等で画像を表示するとともに、印刷可能な設定とすること。
(おおむね1MBから5MB以下を目安とする。)
- (3) 表示された画像の内容（文字、顔写真等）の複写ができないように設定すること。

11 その他

- (1) 原稿持ち込みから印刷までが非常に短期間であり、印刷後に大阪市内の各区への配送も短時間に行う必要があり、また本市職員を現地校正で派遣する必要があるため、製版の校正場所及び印刷工場が大阪市近郊（大阪市内から1時間程度で移動可能な場所）に所在すること。
- (2) 選挙公報は、選挙執行上特に重要なものであり、誤り等があれば、選挙争訟の原因（結果として選挙無効）にもなりかねないので、印刷に当たっては、特に鮮明かつ正確に印刷すること。
なお、この際、本市職員が印刷場所において立ち会い良否を判断するのでその指示に従うこと。
また、印刷した公報は、外部に散逸することのないよう注意すること。
- (3) 応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合はよく質し、その内容を熟知の上、見積りするものとする。契約後における仕様書の疑義は、当局の解釈によるものとする。
- (4) 選挙公報を発行しないこととなった場合は、両者協議のうえ支払額を決定する。
- (5) 職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例を遵守すること。
- (6) 大阪市暴力団排除条例を遵守すること。
- (7) 契約締結した者は、契約の履行に関して、本市の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに大阪市行政委員会事務局総務課（連絡先：06 - 6208 - 8571）に報告しなければならない。

12 事業担当

大阪市行政委員会事務局選挙課（TEL:6208-8511 mail:vg0008@city.osaka.lg.jp）

日程及び納入期限

月日・曜日	日程	時間	選挙管理委員会	印刷業者	
-37	金				
-36	土				
-35	日				
-34	月				
-33	火				
-32	水				
-31	木				
-30	金		選挙事由発生		
-29	土				
-28	日				
-27	月				
-26	火				
-25	水		契約締結		
-24	木		立候補予定者説明会		
-23	金			掲載枠、 啓発文、 不 動 文 字 等 の 製 版 ・ 校 正	
-22	土				
-21	日				
-20	月				
-19	火				
-18	水				
-17	木				
-16	金				
-15	土	9時00分	公報事前預かり分印刷業者渡し	写真製版	
-14	日	大阪市長選挙告示日	8時30分	公報掲載申請	追加原稿あれば写真製版
			17時00分	公報掲載申請期限	
			17時30分	掲載順序のくじ	掲載順序確定版の 組み換え
			18時00分	くじの結果を印刷業者へFAX	
			20時00分	担当職員が印刷所へ	印刷所で初校
			22時00分	校正終了	
-13	月	9時00分	印刷の立会い・検査	印刷	
-12	火	17時00分	納入期限	配送	
-11	水				
-10	木				
-9	金				
-8	土				
-7	日				
-6	月				
-5	火				
-4	水				
-3	木				
-2	金				
-1	土				
0	日	大阪市長選挙投票日			

選挙公報納入場所一覧表

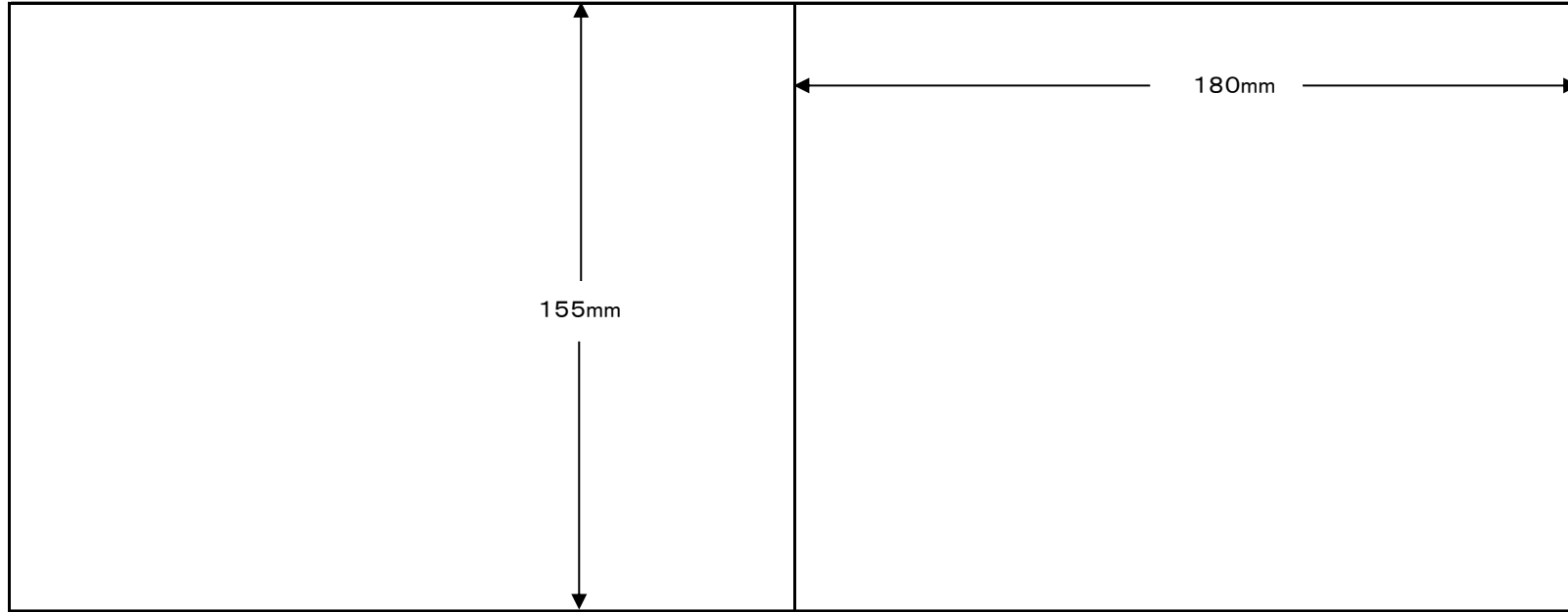
区名	納入場所	所在地	電話	納入部数
北区	北区選挙管理委員会	大阪市北区扇町2丁目1番27号	06-6313-9626	300
都島区	都島区選挙管理委員会	大阪市都島区中野町2丁目16番20号	06-6882-9626	300
福島区	福島区選挙管理委員会	大阪市福島区大開1丁目8番1号	06-6464-9626	300
此花区	此花区選挙管理委員会	大阪市此花区春日出北1丁目8番4号	06-6466-9626	300
中央区	中央区選挙管理委員会	大阪市中央区久太郎町1丁目2番27号	06-6267-9626	300
西区	西区選挙管理委員会	大阪市西区新町4丁目5番14号	06-6532-9626	300
港区	港区選挙管理委員会	大阪市港区市岡1丁目15番25号	06-6576-9626	300
大正区	大正区選挙管理委員会	大阪市大正区千島2丁目7番95号	06-4394-9626	300
天王寺区	天王寺区選挙管理委員会	大阪市天王寺区真法院町20番33号	06-6774-9626	300
浪速区	浪速区選挙管理委員会	大阪市浪速区敷津東1丁目4番20号	06-6647-9626	300
西淀川区	西淀川区選挙管理委員会	大阪市西淀川区御幣島1丁目2番10号	06-6478-9626	300
淀川区	淀川区選挙管理委員会	大阪市淀川区十三東2丁目3番3号	06-6308-9626	300
東淀川区	東淀川区選挙管理委員会	大阪市東淀川区豊新2丁目1番4号	06-4809-9626	300
東成区	東成区選挙管理委員会	大阪市東成区大今里西2丁目8番4号	06-6977-9626	300
生野区	生野区選挙管理委員会	大阪市生野区勝山南3丁目1番19号	06-6715-9626	300
旭区	旭区選挙管理委員会	大阪市旭区大宮1丁目1番17号	06-6957-9626	300
城東区	城東区選挙管理委員会	大阪市城東区中央3丁目5番45号	06-6930-9626	300
鶴見区	鶴見区選挙管理委員会	大阪市鶴見区横堤5丁目4番19号	06-6915-9626	300
阿倍野区	阿倍野区選挙管理委員会	大阪市阿倍野区文の里1丁目1番40号	06-6622-9626	300
住之江区	住之江区選挙管理委員会	大阪市住之江区御崎3丁目1番17号	06-6682-9626	300
住吉区	住吉区選挙管理委員会	大阪市住吉区南住吉3丁目15番55号	06-6694-9626	300
東住吉区	東住吉区選挙管理委員会	大阪市東住吉区東田辺1丁目13番4号	06-4399-9626	300
平野区	平野区選挙管理委員会	大阪市平野区背戸口3丁目8番19号	06-4302-9626	300
西成区	西成区選挙管理委員会	大阪市西成区岸里1丁目5番20号	06-6659-9626	300
	大阪市選挙管理委員会	大阪市北区中之島1丁目3番20号(市役所4階)	06-6208-8512	500
	公報配布業者 集中納品場所			1,738,900
	不在者投票指定施設 公報配布業者荷受所	大阪市の近郊に所在		3,600
計				1,750,200



選挙公報

—令和 年 月 日執行—
大阪市長選挙

大阪市選挙管理委員会



(この公報は、公職選挙法第六十九条及び大阪市選挙公報条例第四条の規定により候補者からの原稿を原文のまま掲載したものです。)

啓発文を掲載

大阪市長選挙の例をイメージとして示します

別紙3

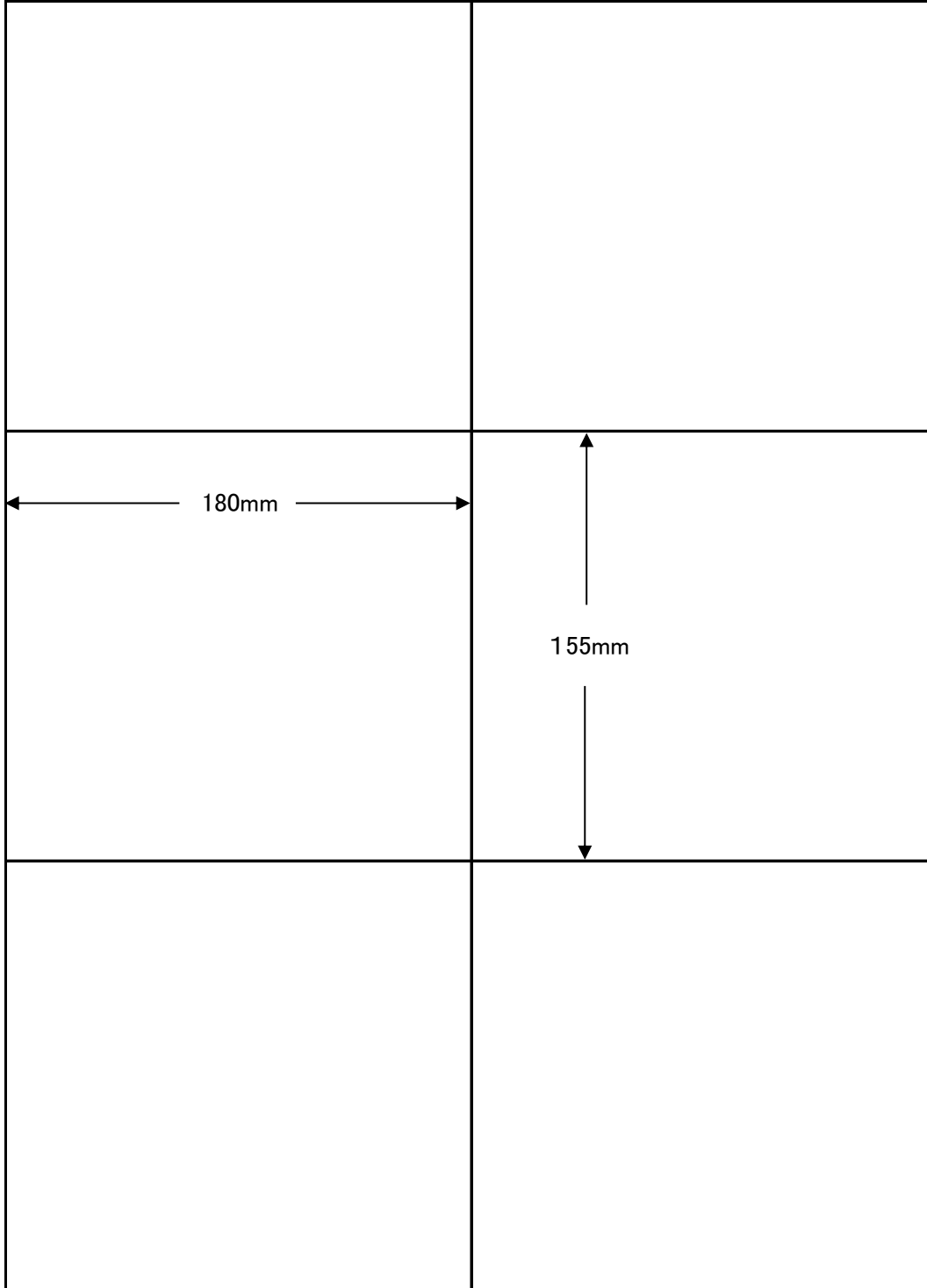


選挙公報

—令和 年 月 日執行—

大阪市長選挙

投票は午前七時から午後八時まで



（この公報は、公職選挙法第百六十九条及び大阪市選挙公報条例第四条の規定により候補者からの原稿を原文のまま掲載したものです。）

必ず投票しましょう

発行 大阪市選挙管理委員会

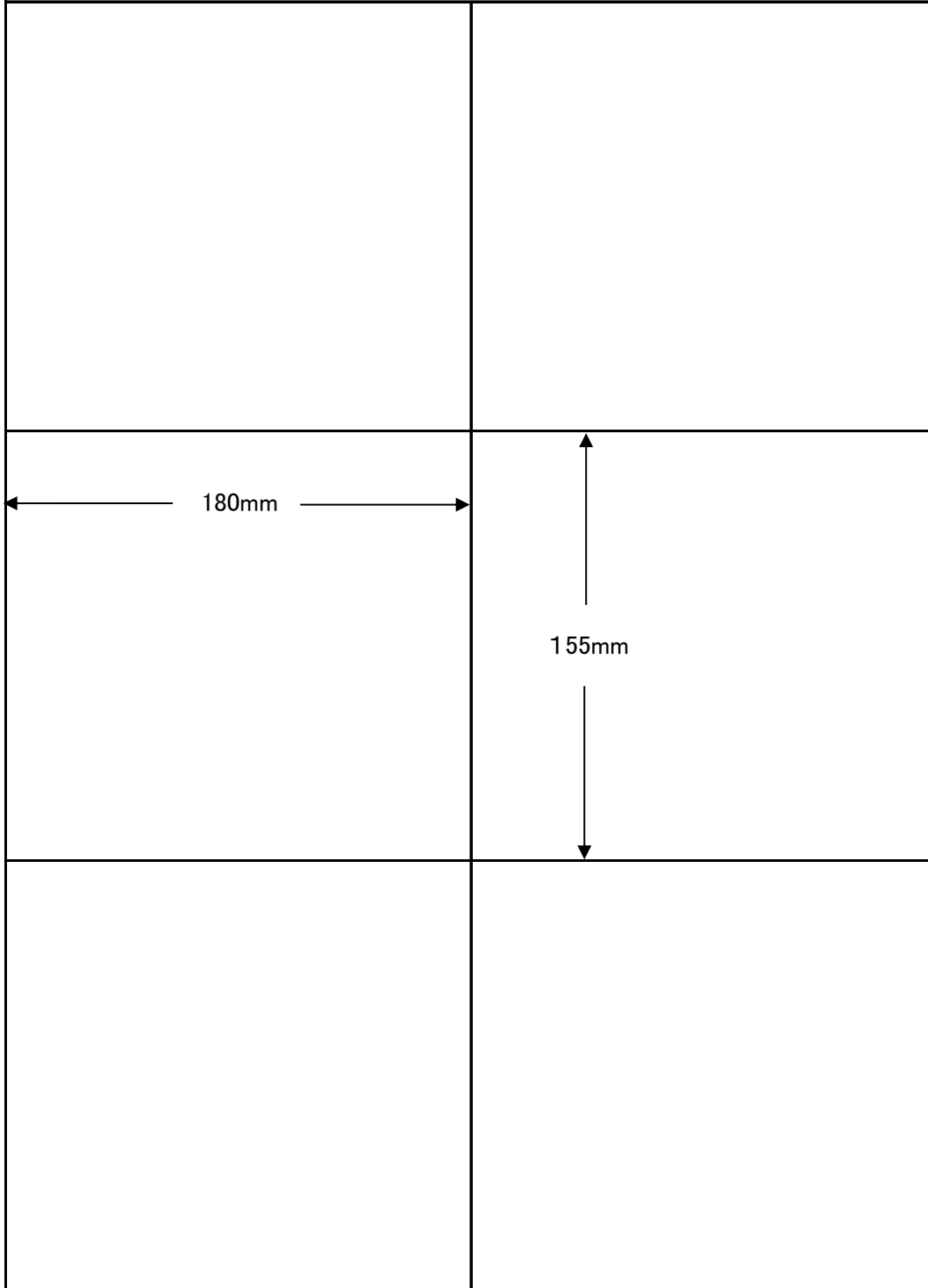


選挙公報

—令和 年 月 日執行—

大阪市長選挙

投票は午前七時から午後八時まで



裏面をご覧ください

(この公報は、公職選挙法第六十九条及び大阪市選挙公報条例第四条の規定により候補者からの原稿を原文のまま掲載したものです。)

(1)
(2)

必ず投票しましょう

発行 大阪市選挙管理委員会

ブランケット判 片面印刷

第1面		
(掲載申請があった候補者の数) 3～6人	2	1
	4	3
	6	5
- 1 -		

啓発文の掲載例

空き枠が1つの場合		空き枠が2つの場合	
2	1	2	1
4	3	4	3
啓発文	5	啓 発 文	

特記仕様書

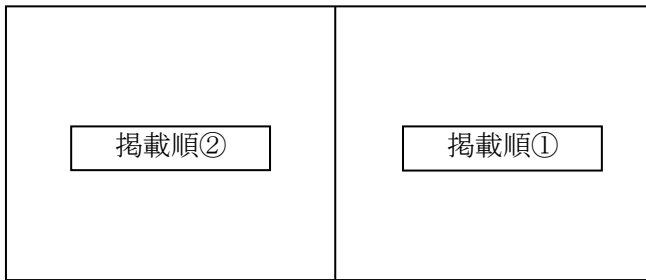
告示日に確定する候補者数が「3人から6人」以外となった場合は、仕様書「3 規格等」を次のとおり変更する。

- ・候補者数が2人の場合
「タブロイド版片面印刷」とし、本契約の「見積書に記載された金額」に 0.606 を乗じた額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。
- ・候補者数が7から12人の場合
「ブランケット版両面印刷」とし、本契約の「見積書に記載された金額」に 1.011 を乗じた額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。
- ・候補者数が13人以上の場合
発注者及び受託者で協議の上、取り扱いを決めるものとする。
- ・候補者が1人のため無投票となった場合は印刷を中止とし、発注者及び受託者で協議の上、取り扱いを決めるものとする。

【印刷様式および掲載順序】

- 1) タブロイド型 (掲載申請があった候補者の数 2人)

別紙3のとおり

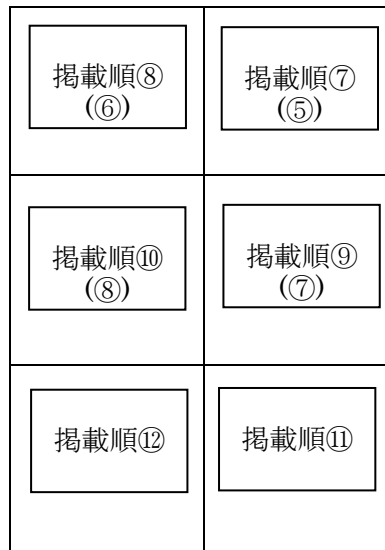
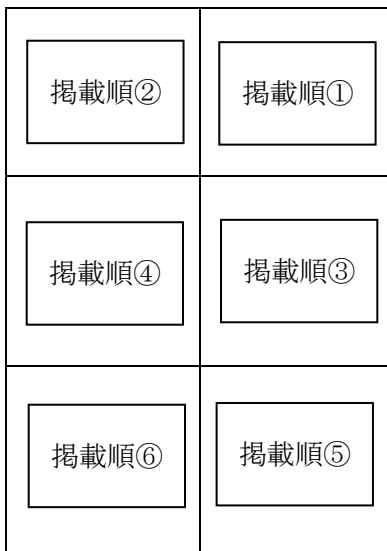


- 2) ブランケット判 両面印刷 (掲載申請があった候補者の数 7~12人)

別紙4・5のとおり

第1面

第2面



※ただし、7~8人のときは、第1面に1~4順位までとし、第2面に()内の数により、5~7順位又は5~8順位とする。

啓発文

1 ●●選挙

投票日 ●月●日(日)

投票時間 朝7時～夜8時

2 標語

さあ投票 選挙の主役はあなたです

3 期日前投票

投票日に仕事やレジャー等の予定のある方は、区選挙管理委員会などで期日前投票ができます。

【投票期間・時間】

▼月▼日(月)から▲日(日)…午前8時30分から午後8時まで

●月●日(月)から■日(土)…午前8時30分から午後9時まで時間延長

※ただし、コミュニティプラザ平野(平野区民センター)では

▼月▼日(月)から●月■日(土)…午前9時30分から午後5時30分まで

4 不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホーム等に入院・入所中の方も、その施設で不在者投票ができます。

5 点字投票・代理投票

視覚に障がいがある方は点字で投票することができます。また、身体に障がいがある方は代理投票の制度があります。いずれも、投票所の受付に申し出てください。

6 手話通訳

投票日に投票所において手話通訳が必要な方は、事前に区選挙管理委員会に申し出てください。

7 詳しくは、市選挙管理委員会(TEL6208-8511)または区選挙管理委員会におたずねください。

8 シンボルマーク(マスコット)

不在者投票指定施設

不在者投票管理者 様

大阪市選挙管理委員会事務局長

●●選挙の選挙公報の送付について

不在者投票事務の管理につきましては、常々御尽力をいただき感謝いたしております。

さて、令和●年●月●日執行の●●選挙における選挙公報を別添のとおり送付いたします。

つきましては、選挙人の便宜を図るために選挙人から要請があれば、投票の記載場所以外の場所で、選挙公報を選挙人に閲覧させていただきますようお願いいたします。

なお、投票場所に常時備え付けておくことのないよう、また、閲覧させる選挙公報に加筆したり、その一部を切り取ったりすることがないように十分御注意願います。

不在者投票管理経費の請求時のお願い

不在者投票管理請求について、次のとおり実施していただきますようお願いいたします。

請求は、原則として不在者投票管理者である院長又は施設長名でお願いします。

ただし、①院長又は施設長名に代えて、理事長名等で請求する場合 ②院長又は施設長名で請求し、振込口座名義が理事長名義などの場合は、必ず委任状を添付してください。

【不在者投票用紙の請求及び投票の送付先】(大阪市選挙管理委員会には請求できません)

北 区選挙管理委員会	〒530-8401	北区扇町 2-1-27	区役所内	06(6313)9626
都島区選挙管理委員会	〒534-8501	都島区中野町 2-16-20	区役所内	06(6882)9626
福島区選挙管理委員会	〒553-8501	福島区大開 1-8-1	区役所内	06(6464)9626
此花区選挙管理委員会	〒554-8501	此花区春日出北 1-8-4	区役所内	06(6466)9626
中央区選挙管理委員会	〒541-8518	中央区久太郎町 1-2-27	区役所内	06(6267)9626
西 区選挙管理委員会	〒550-8501	西区新町 4-5-14	区役所内	06(6532)9626
港 区選挙管理委員会	〒552-8510	港区市岡 1-15-25	区役所内	06(6576)9626
大正区選挙管理委員会	〒551-8501	大正区千島 2-7-95	区役所内	06(4394)9626
天王寺区選挙管理委員会	〒543-8501	天王寺区真法院町 20-33	区役所内	06(6774)9626
浪速区選挙管理委員会	〒556-8501	浪速区敷津東 1-4-20	区役所内	06(6647)9626
西淀川区選挙管理委員会	〒555-8501	西淀川区御幣島 1-2-10	区役所内	06(6478)9626
淀川区選挙管理委員会	〒532-8501	淀川区十三東 2-3-3	区役所内	06(6308)9626
東淀川区選挙管理委員会	〒533-8501	東淀川区豊新 2-1-4	区役所内	06(4809)9626
東成区選挙管理委員会	〒537-8501	東成区大今里西 2-8-4	区役所内	06(6977)9626
生野区選挙管理委員会	〒544-8501	生野区勝山南 3-1-19	区役所内	06(6715)9626
旭区選挙管理委員会	〒535-8501	旭区大宮 1-1-17	区役所内	06(6957)9626
城東区選挙管理委員会	〒536-8510	城東区中央 3-5-45	区役所内	06(6930)9626
鶴見区選挙管理委員会	〒538-8510	鶴見区横堤 5-4-19	区役所内	06(6915)9626
阿倍野区選挙管理委員会	〒545-8501	阿倍野区文の里 1-1-40	区役所内	06(6622)9626
住之江区選挙管理委員会	〒559-8601	住之江区御崎 3-1-17	区役所内	06(6682)9626
住吉区選挙管理委員会	〒558-8501	住吉区南住吉 3-15-55	区役所内	06(6694)9626
東住吉区選挙管理委員会	〒546-8501	東住吉区東田辺 1-13-4	区役所内	06(4399)9626
平野区選挙管理委員会	〒547-8580	平野区背戸口 3-8-19	区役所内	06(4302)9626
西成区選挙管理委員会	〒557-8501	西成区岸里 1-5-20	区役所内	06(6659)9626

【不在者投票管理経費の請求先】

大阪市選挙管理委員会 〒530-8201 北区中之島 1-3-20 市役所内(4階北西側) 06(6208)8511

整理番号

年 月 日

大阪市長 あて

(〒 -)

病院等所在地（住所）

フリガナ
病院等の名称

不在者投票管理経費
請求者・氏名

印

不在者投票管理経費請求書

令和●年●月●日執行●●選挙における不在者投票管理経費として下記の金額を請求します。

記

- 1 請求金額総計 _____ 円（1人 1050円× _____ 人分）※投票者数の内訳は裏面記載のとおり
- 2 振替指定口座

(フリガナ) 振替先銀行名	銀行										支店
	預金種別	1 普通	2 当座	3 貯蓄	口座番号						
(カタカナ) 口座名義											
事務担当者名					電話番号						

- 注1 所在地、名称等は、必ず正式名称を記入してください。
- 注2 **口座名義カタカナは、必ず通帳等で確認のうえ、記入してください。(フリガナではないことに御注意ください。)**
- 注3 口座名義は、省略せずに必ず銀行届出のとおり正確に記入してください。
- 注4 「ゆうちょ銀行」の場合は、通帳に記載されている口座番号（記号・番号）は、そのまま振込用の口座番号としては使用できません。振込用の「店名・口座番号」が不明な場合は、ゆうちょ銀行・郵便局の窓口、又はHP等で御確認の上記入してください。
- 注5 不在者投票管理経費請求者又は振替指定口座の名義人（受取人）が不在者投票管理者（指定施設の長）と異なる場合は、下記委任状に御記入ください。

令和 年 月 日

大阪市長 あて

(〒 -)

病院等所在地（住所）

フリガナ
病院等の名称

不在者投票管理者氏名

委任状

印

令和●年●月●日執行●●選挙における不在者投票管理経費の

【①請求・②受領・③請求及び受領】について、

住所
(所在地)

氏名
(名称及び代表者の職氏名)

に委任します。

(裏面)

不在者投票者数内訳

No.	選挙管理 委員会名	不在者 投票者数	No.	選挙管理 委員会名	不在者 投票者数
1	北 区	人	13	東 淀 川 区	人
2	都 島 区	人	14	東 成 区	人
3	福 島 区	人	15	生 野 区	人
4	此 花 区	人	16	旭 区	人
5	中 央 区	人	17	城 東 区	人
6	西 区	人	18	鶴 見 区	人
7	港 区	人	19	阿 倍 野 区	人
8	大 正 区	人	20	住 之 江 区	人
9	天 王 寺 区	人	21	住 吉 区	人
10	浪 速 区	人	22	東 住 吉 区	人
11	西 淀 川 区	人	23	平 野 区	人
12	淀 川 区	人	24	西 成 区	人
			計		人

不在者投票管理経費請求書記載例等

記載例① 院長又は施設長の不在者投票管理者が請求・費用受領を行う場合

記載例② 医療法人・社会福祉法人等の理事長等、不在者投票管理者以外の者が請求・費用受領の両方を行う場合（※ 委任状の記入必要）

記載例③ 院長又は施設長の不在者投票管理者が請求し、医療法人・社会福祉法人等の理事長等、不在者投票管理者以外の者が費用受領を行う場合（請求者と受領者が異なる場合）（※ 委任状の記入必要）

※ 請求書に不備がある場合、支払が遅れることがありますので、必ずお読みください。

記載例① 院長名又は施設長名で請求・費用受領を行う場合

◇不在者投票を行った日以降の日付

令和 年 月 日

整理番号 ☆記載不要

大阪市長 あて

◇運営法人名と施設名を記載

(〒530-8201)

病院等所在地(住所) 大阪市北区中之島1丁目3番20号

フリガナ 医療法人 〇〇会 ××病院

病院等の名称

不在者投票管理経費 請求者・氏名 院長 大阪 太郎



不在者投票管理経費請求書

令和●年●月●日執行●●選挙における不在者投票管理経費として下記の金額を請求します。

◇施設印は不可

記

1 請求金額総計 12,600 円 (1人 1050円 × 12人分) ※投票者数の内訳は裏面記載のとおり

2 振替指定口座

Table with columns for bank name (振替先銀行名), account type (預金種別), account name (口座名義), and contact info (事務担当者名). Includes handwritten entries like '12,600', '12', and '0012345'.

- 注1 所在地、名称等は、必ず正式名称を記入してください。
注2 口座名義カタカナは、必ず通帳等で確認のうえ、記入してください。(フリガナではないことに御注意ください。)
注3 口座名義は、省略せずに必ず銀行届出のとおり正確に記入してください。
注4 「ゆうちょ銀行」の場合は、通帳に記載されている口座番号(記号・番号)は、そのまま振込用の口座番号としては使用できません。
注5 不在者投票管理経費請求者又は振替指定口座の名義人(受取人)が不在者投票管理者(指定施設の長)と異なる場合は、下記委任状に御記入ください。

令和 年 月 日

大阪市長 あて

(〒 -)

病院等所在地(住所)
フリガナ
病院等の名称
不在者投票管理者氏名

印

委任状

令和●年●月●日執行●●選挙における不在者投票管理経費の
【①請求・②受領・③請求及び受領】について、

住所 氏名
(所在地) (名称及び代表者の職氏名)

に委任します。

記載例② 医療法人・社会福祉法人等の理事長等が請求・費用受領の両方を行う場合

整理番号	☆記載不要
------	-------

◇不在者投票を行った日以降の日付

大阪市長 あて

令和 年 月 日

(〒530-8201)

病院等所在地（住所） **大阪市北区中之島1丁目3番20号**

フリガナ **医療法人 マルマル**
病院等の名称 **医療法人 ○○会**

不在者投票管理経費
請求者・氏名 **理事長 浪速 次郎**



不在者投票管理経費請求書

令和●年●月●日執行●●選挙における不在者投票管理経費として下記の金額を請求します。

◇法人印は不可

記

- 1 請求金額総計 12,600 円（1人 1050円× 12 人分）※投票者数の内訳は裏面記載のとおり
2 振替指定口座

(フリガナ) 振替先銀行名	マルマル		カクカク								
	○ ○	銀行	□ □	支店							
預金種別	① 普通	2 当座	3 貯蓄	口座番号	0	0	5	4	3	2	1
口座名義 (カタカナ) 口座名義	イリョウホウジン マルマルカイ リジチョウ ナニワ ジロウ										
	医療法人 ○○会 理事長 浪速 次郎										
事務担当者名	選挙 一部			電話番号	06-6208-8511						

- 注1 所在地、名称等は、必ず正式名称を記入してください。
注2 口座名義カタカナは、必ず通帳等で確認のうえ、記入してください。(フリガナではないことに御注意ください。)
注3 口座名義は、省略せずに必ず銀行届出のとおり正確に記入してください。
注4 「ゆうちょ銀行」の場合は、通帳に記載されている口座番号(記号・番号)は、そのまま振込用の口座番号としては使用できません。振込用の「店名・口座番号」が不明な場合は、ゆうちょ銀行・郵便局の窓口、又はHP等で御確認の上記入してください。
注5 不在者投票管理経費請求者又は振替指定口座の名義人(受取人)が不在者投票管理者(指定施設の長)と異なる場合は、下記委任状に御記入ください。

大阪市長 あて	◇請求書の日付と同日	令和 年 月 日
	◇運営法人名と施設名を記載	(〒530-8201)
	病院等所在地(住所)	大阪市北区中之島1丁目3番20号
	フリガナ	医療法人 マルマル
	病院等の名称	医療法人 ○○会 ××病院
	不在者投票管理者氏名	院長 大阪 太郎
	委任状	◇施設印は不可
令和●年●月●日執行●●選挙における不在者投票管理経費の		
【①請求・②受領・③請求及び受領】 について、		
住所	氏名	名 医療法人 ○○会
(所在地) 大阪市北区中之島1丁目3番20号	(名称及び代表者の職氏名)	理事長 浪速 次郎
に委任します。		

記載例③ 院長名又は施設長名で請求し、理事長等が費用受領を行う場合

整理番号	★記載不要
------	-------

◇不在者投票を行った日以降の日付

大阪市長 あて

◇運営法人名と施設名を記載

令和 年 月 日

(〒530-8201)

病院等所在地(住所) 大阪市北区中之島1丁目3番20号

フリガナ マルマルカイ バケビョウイン
病院等の名称 医療法人 ○○会 ××病院

不在者投票管理経費

請求者・氏名 院長 大阪 太郎



不在者投票管理経費請求書

令和●年●月●日執行●●選挙における不在者投票管理経費として下記の金額を請求します。

◇施設印は不可

記

1 請求金額総計 12,600 円 (1人 1050円 × 12 人分) ※投票者数の内訳は裏面記載のとおり

2 振替指定口座

(フリガナ)	マルマル		カウカウ								
振替先銀行名	○ ○ 銀行			□ □				支店			
預金種別	① 普通	2 当座	3 貯蓄	口座番号	0	0	5	4	3	2	1
口座名義 (カタカナ)	リョウホウジン マルマルカイ リジチョウ ナニワ ジロウ										
	医療法人 ○○会 理事長 浪速 次郎										
事務担当者名	選挙 一部			電話番号	06-6208-8511						

注1 所在地、名称等は、必ず正式名称を記入してください。

注2 口座名義カタカナは、必ず通帳等で確認のうえ、記入してください。(フリガナではないことに御注意ください。)

注3 口座名義は、省略せずに必ず銀行届出のとおり正確に記入してください。

注4 「ゆうちょ銀行」の場合は、通帳に記載されている口座番号(記号・番号)は、そのまま振込用の口座番号としては使用できません。振込用の「店名・口座番号」が不明な場合は、ゆうちょ銀行・郵便局の窓口、又はHP等で御確認の上記入してください。

注5 不在者投票管理経費請求者又は振替指定口座の名義人(受取人)が不在者投票管理者(指定施設の長)と異なる場合は、下記委任状に御記入ください。

大阪市長 あて	◇請求書の日付と同日	令和 年 月 日
	◇運営法人名と施設名を記載	(〒530-8201)
	病院等所在地(住所)	大阪市北区中之島1丁目3番20号
	フリガナ	マルマルカイ バケビョウイン
	病院等の名称	医療法人 ○○会 ××病院
	不在者投票管理者氏名	院長 大阪 太郎
	委任状	◇施設印は不可
		院長の印
令和●年●月●日執行●●選挙における不在者投票管理経費の		
【①請求・②受領・③請求及び受領】について、		
住所	氏名	医療法人 ○○会
(所在地) 大阪市北区中之島1丁目3番20号	(名称及び代表者の職氏名)	理事長 浪速 次郎
に委任します。		

※不在者投票管理経費請求書（裏面） 記載例①～③共通

（裏面）

不在者投票者数内訳

No.	選挙管理区名	不在者投票者数	No.	選挙管理区名	不在者投票者数
1	北区	人	13	東淀川区	2 人
2	都島区	人	14	東成区	人
3	福島区	人	15	生野区	人
4	此花区	人	16	旭区	人
5	中央区	3 人	17	城東区	人
6	西区	人	18	鶴見区	人
7	港区	人	19	阿倍野区	人
8	大正区	人	20	住之江区	人
9	天王寺区	人	21	住吉区	2 人
10	浪速区	人	22	東住吉区	人
11	西淀川区	人	23	平野区	人
12	淀川区	5 人	24	西成区	人
			計		12 人

グリーン配送に係る特記仕様書

1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車を除く次の各号に定める自動車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

(1) 低公害車

ア 天然ガス自動車

イ 電気自動車

ウ ハイブリッド自動車

エ 車両総重量が3.5トンを超えるLPガス自動車

(2) ガソリン自動車

(3) LPガス自動車（ただし、第1号エに掲げるものを除く。）

(4) ディーゼル自動車

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境管理課あて行うこと。ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。

(1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車

(2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車

3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。

4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境管理課
自動車排ガス対策グループ

電話：06-6615-7965

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。